池田市イラストの使用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、池田市のイメージキャラクターふくまる並びにウォンちゃん（以下「イラスト」という）の、イラスト又はデータ等（以下「イラスト等」という）（様式第１号から様式第１７号まで又は使用承諾通知者（以下「使用者」という）に市が提供したイラスト等）の適切な使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（イラストの使用）

第２条　何人も、個人的に、又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、イラストを使用することができる。

２　前項に規定する場合を除き、イラストを使用しようとする者（法人その他の団体にあっては、その代表者）は、イラスト使用承認申請書（様式第１８号）に見本、企画書、仕様書その他の関係資料を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 市又は教育委員会が主催する行事及び事業に関し使用しようとする場合

(2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用しようとする場合

(3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用しようとする場合

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認める場合

３　市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、イラストの使用の承認又は不承認を決定しなければならない。

４　市長は、前項の審査において、その使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しない。

(1) 市の信用や品位を傷つけ、又はそのおそれがあると市長が認める場合

(2) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると市長が認める場合

(3) キャラクターのイメージを傷つけ、又はそのおそれがあると市長が認める場合

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団その他の集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になり、又はそのおそれがあると市長が認める場合

(5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあると市長が認める場合

(6) 特定の者又は団体のシンボルマーク又は意匠として使用すると市長が認

める場合

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が使用を不適当と認める場合

５　市長は、第３項の決定をしたときは、使用申請を行った者に対し、イラスト使用承認通知書（様式第１９号）又はイラスト使用不承認通知書（様式第２０号）により通知するものとする。この場合において、使用を承認したときは、当該使用に当たって必要な条件を付することができる。

（承諾後の変更）

第３条　使用者は、当該使用の内容に変更があるときは、直ちに、イラスト使用承認申請書に見本、企画書、仕様書その他の関係資料及びイラスト使用承認通知書を添えて市長に申請しなければならない。

２　前項に規定する申請があった場合のイラストの使用については、前条第３項から第５項までの規定を準用する。この場合において、同条第３項中「前項に規定する申請」とあるのは「第３条第１項に規定する申請（以下「変更申請」という。）」と、同条第５項中「使用申請」とあるのは「変更申請」と読み替えるものとする。

（使用の承認の期間）

第４条　使用の承認の期間は、使用承認通知書の交付の日から自己の都合により、若しくは第８条第１項の規定により使用を中止する日（以下「使用中止日」という。）又は当該交付の日の属する会計年度（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０８条第１項に規定する年度をいう。以下同じ。）の末日のいずれか早い日までとする。ただし、期間の終期が当該交付の日の属する会計年度の末日である場合（当該日が、使用中止日である場合を除く。）であって、使用者がその使用に係るイラストを引き続き使用しようとするときは、市長は、当該終期において、当該使用が使用者の承認に付された条件に違反していないこと及び第２条第４項各号のいずれにも該当しないことを認めた場合に限り、更に当該終期の翌日から使用中止日又は当該終期の翌日の属する会計年度の末日のいずれか早い日まで期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（作図及び使用上の要件）

第５条　イラストを作図し、使用する場合は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) イラストの尊厳と品位を損なうおそれのないよう色彩、使用位置等に配慮すること。

(2) イラストを変形し、又は他の図案、文字等と組み合わせて使用しないこと。

２　前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は、別の標記を用い、又はイラストを変形し、若しくは他の図案、文字等と組み合わせることができる。

（使用料）

第６条　イラストの使用料は、無料とする。

（賠償責任等）

第７条　市は、使用者がイラストを使用したことに起因し使用者に生じた損害補償等について、一切の責任を負わない。

２　使用者は、イラストの使用により、第三者に被害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に被害を及ぼさないよう処理するものとする。

３　使用者は、イラストの使用において、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

（使用中止）

第８条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該イラストの使用の承認を取り消すことができる。

(1) 使用の承認の際に付した条件に違反したとき。

(2) 使用が第２条第４項各号のいずれかに該当したとき。

２　前項の承認の取り消しは、イラスト使用承認取消書（様式２１号）をもって行うものとする。

３　市長は、前項の規定により使用の中止が完了した場合において、当該中止に伴う損害賠償の責めを負わない。

（庶務）

第９条　イラストの使用に係る庶務は、観光担当課において処理する。

（委任）

第１０条　この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施の際現に第２３条の規定による改正前の池田市イメージキャラクター「ふくまる」の使用に関する要綱、第２４条の規定による改正前の池田市ふくまる着ぐるみ貸出要綱及び第２９条の規定による改正前の池田市事前協議制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により提出されている書類は、第２３条の規定による改正後の池田市イメージキャラクター「ふく

まる」の使用に関する要綱、第２４条の規定による改正後の池田市ふくまる着ぐるみ貸出要綱及び第２９条の規定による改正後の池田市事前協議制度実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定により提出されたものとみなす。

３　この要綱の実施の際現に旧要綱に規定する様式については、所要の修正を加え、当分の間新要綱に規定する様式として使用することができる。

附　則

この要綱は、令和２年８月１日から実施し、改正後の規定は令和２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和５年２月１日から実施する。